

小樽市飲食店休業協力金のお知らせ

- 年明けより本市においては、新型コロナウイルス感染症が拡大し、集団感染が相次ぐなど、1月だけで400名にせまる感染を確認しています。
- 北海道では、「小樽市内においては不要不急の外出を控える」、「小樽市との不要不急の往来を控える」協力要請を発出いたしました。
- 本市としても、これ以上の感染拡大をなんとしても抑止するため、任意の要請となりますが、市内の酒類を提供する飲食店に対し休業を要請いたしました。
- 市内の飲食店での感染が多い状況ではありませんが、飲食店に休業のご協力をいただくことで、結果として、感染リスクが高いと言われる飲食の場面における感染の拡大防止につながるものであり、**令和3年2月1日(月)から2月15日(月)までの全期間、休業ご協力をいただいた店舗に協力金を支給します。**

対象

次の全ての要件に該当する、酒類を提供する市内の飲食店舗（店内飲食）

- ①日本標準産業分類に基づく「飲食サービス業」を主とし、酒類の提供を行っていること
- ②令和3年2月1日（月）から2月15日（月）までの全期間休業すること
- ③市内で週5日以上、通年営業している店舗であること
- ④食品衛生法による営業許可（飲食店営業に限る）を受けていること

対象となる飲食店の例示（※ただし、酒類提供がない場合は対象外）

バー、スナック、食堂、レストラン、専門料理店（日本料理、中華料理、焼肉店など）
そば・うどん店、ラーメン店、すし店、居酒屋 など

支給内容

1店舗当たり15万円（法人・個人事業者問わず）

申請期間・方法

【申請期間】令和3年2月16日（火）～3月15日（月）消印有効

【申請方法】原則、郵送での提出（電子メールでの提出は不可）

申請書類

◆申請書・・・[小樽市ホームページからダウンロード](#)（現在準備中）

◆申請添付書類

- ① 営業許可証の写し
- ② 令和3年2月1日（月）から2月15日（月）の全期間休業したことを確認できるもの（店頭に掲示した休業をお知らせする、貼り紙などの写真・店舗のホームページ・SNSなど）
- ③ 酒類の提供を行っていることが確認できるもの（メニュー表の写し、店舗内に掲示されているお品書きを写した写真 など）
- ④ 振込先通帳の写し（振込先（カナ）の記載事項を確認できるページ）

◆申請から協力金支給まで

⇒申請書受理後、書類審査を行い、支給決定通知書又は不承認決定通知書を申請者に送付します。支給決定された場合は、申請後10日から14日程度（土曜、日曜、祝日を除く）で協力金を支給します。（口座振込）

申請について Q & A

【令和3年1月29日現在】

ホームページで随時更新します。

- ▶ インターネット環境がないため申請書のダウンロードができない方
⇒ 市役所の商業労政課にご連絡ください。申請書等を郵送いたします。
- ▶ 市内で事業を行っているが、法人の本社は市外にある（市外に在住している）が対象となるか
⇒ 市内に店舗があれば対象となります。
- ▶ 複数の店舗を経営しているが、協力金の額はどうか
⇒ 市内の店舗であれば、1店舗当たり15万円が支給されます。この場合、店舗ごとに申請が必要です。
- ▶ 対象とならない店舗はどのようなものがあるか
⇒ テイクアウト専門店、施設の主たる業種が飲食店舗ではない場合（例：ホテルや入浴施設内などのレストラン等は、主たる事業の利用客に対する付随サービスであることから対象外）、麻雀荘 など
- ▶ コロナ禍で一時的に営業日を減らしている。「市内で週5日以上、通年営業している店舗」に該当するか
⇒ 該当します。
- ▶ 店舗（店内飲食）は休業するが、テイクアウトやデリバリーは行っても良いか
⇒ 飲食店舗と併せてテイクアウトやデリバリーも行っている場合は、休業要請の主旨から、店内飲食店舗を休業いただければ、協力金支給の対象となり、テイクアウトやデリバリーのみ営業することは構いません。ただし、その場合は、休業のお知らせの貼り紙などに、テイクアウトやデリバリーの営業時間を明記願います
- ▶ 飲食と小売の営業を一つの店舗内で行っているが、小売の営業も休業する必要があるか
⇒ 小売の営業は行っても、飲食の部分のみ休業すれば対象となります。
- ▶ 休業要請期間の全ての期間について休業していないと協力金の対象とならないか
⇒ 対象となりません。2月1日（月）から2月15日（月）までの全期間において休業に協力いただいた場合に、協力金の対象となります。
- ▶ 酒類の提供する飲食店とはどのような店舗か
⇒ 飲食店のうち、ビールのみなど1種類でも客に酒類を提供する店舗をいいます。
- ▶ 酒類の提供のみを中止とした場合は対象となるか
⇒ 対象となりません。店舗を休業することが条件となります。

提出先・問合せ先（郵送での提出にご協力ください）

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市産業港湾部商業労政課

☎0134-32-4111（平日 午前8時50分から午後5時20分）

（内線261、262、265、277）